熊野川流域における民有林直轄治山事業の 取組状況について

平成29年11月22日 近畿中国森林管理局 計画保全部 治山課



国民の森林・国有林

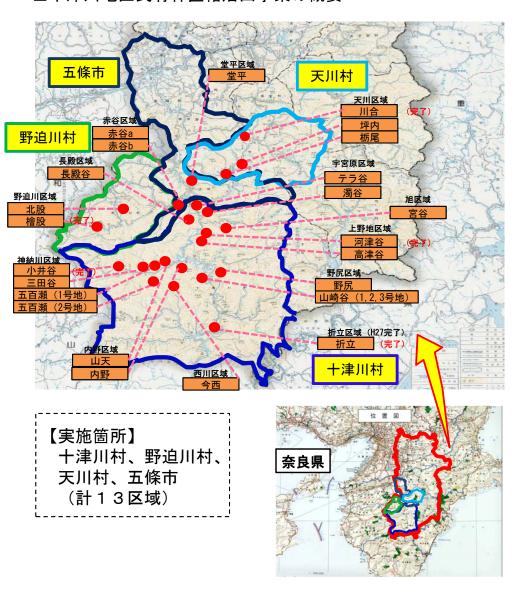
近畿中国森林管理局



十津川地区民有林直轄治山事業の概要

■ 本地区は奈良県吉野郡十津川村、野迫川村、天川村、五條市大塔町に位置しており平成23年9月の台風12号による豪雨により多数 大規模な崩壊が発生し、甚大な被害が発生したことから被災箇所の早期復旧を図るため、平成24年度・平成26年度に全体計画の区域・事 業内容の変更を行い、緊急かつ集中的に復旧事業を実施し、早期の復旧を進め地域の安全・安心の確保を図ります。

■十津川地区民有林直轄治山事業の概要

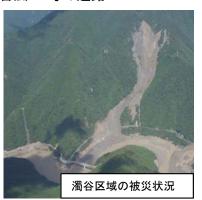


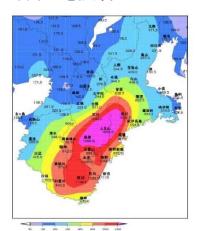
<参考>台風12号(紀伊半島大水害)の概要

- ・平成23年8月25日に発生した台風12号は、日本の南海上をゆっくり北上して 9月3日10時前に、高知県東部に上陸した。その後、18時頃に岡山県南部 に再上陸した後、4日未明に日本海へ進んだ。
- ・台風12号は動きが遅く、上陸後も大型の勢力を保っていたため、長時間、 台風周辺の湿った空気が流れ込み、紀伊半島では多いところで年降水量平年値 の6割に達する記録的な大雨となった。
- ・十津川村においても、総雨量1,400mmを超える降水量を記録。

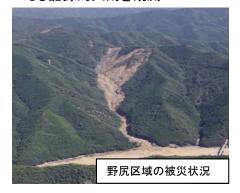


紀伊半島に記録的大雨をもたらした 台風12号の進路





紀伊半島の広い範囲で1,000mmを超 える記録的大雨を観測

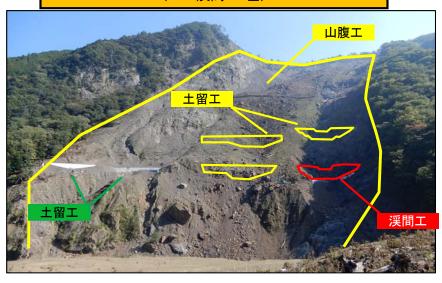


十津川地区民有林直轄治山事業の実施状況について

〇これまで民有林直轄治山事業により、大規模崩壊地の早期復旧に向けて、保全対象の近く等、優先度の高い箇所から渓間 エ・山腹工の施工を行ってきているところ。

平成29年度は12区域13箇所において渓間工5基・山腹工2.5haを施工中。

五條市 (赤谷地区) (H28末現在:山腹工0.1ha) (H29:渓間工1基)

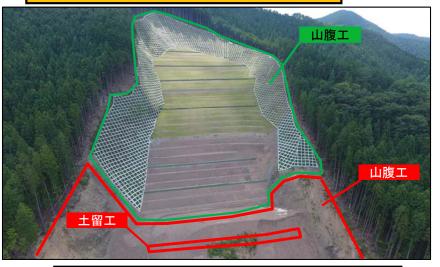


野迫川村(檜股地区) (H28末現在:渓間工3基、山腹工1.7ha)



天川村 (坪内地区) (H28末現在:山腹工1.1ha) (H29:山腹工0.1ha)





十津川村(野尻地区) (H28末現在:渓間工6基) (H29:渓間工1基)

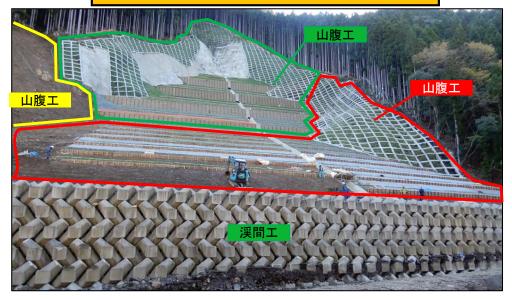


十津川地区民有林直轄治山事業の実施状況について

十津川村(今西地区) (H28末現在:渓間エ1基) (H29:渓間エ1基)



十津川村(山崎谷地区) (H28末現在:渓間工1基、山腹工0.7ha) (H29:山腹工0.1ha)



十津川村(山天地区) (H28末現在:渓間工6基、山腹工0. 2ha) (H29:山腹工0. 6ha)



十津川村(折立地区) (H28末現在:山腹工0.9ha)



紀伊田辺地区民有林直轄治山事業の概要

- ■国土交通省、和歌山県との役割分担に基づき、平成24年度補正予算措置により、このうち以下の6区域について 民有林直轄治山事業として事業着手。
- ■菖蒲谷区域は平成27年度に完了し県へ移管。平成29年度より上秋津区域を追加し着手。



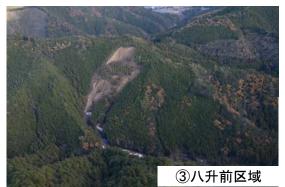














参考: 民有林直轄治山事業の採択要件 森林法施行規則第78条(国が行う保安施設事業)

国有林野以外の森林又は原野その他の土地において保安施設事業を行う場合であって、次のいずれかに該当し、かつ、当該保 安施設事業が国土の保全上特に重要なものであると認められる とき。

- イ.<u>事業費の総額が50億円以上であ</u>るとき。
- 口. 高度の技術を必要とするとき。
- 八. 利害の影響が一の都道府県の区域を超えるとき。

紀伊田辺地区民有林直轄治山事業の実施状況について

〇これまで民有林直轄治山事業により、渓間工・山腹工を施工し、崩壊地や荒廃渓流の復旧を進めているところ。 平成29年度は6区域6箇所において渓間工5基・山腹工2.3haを施工中。

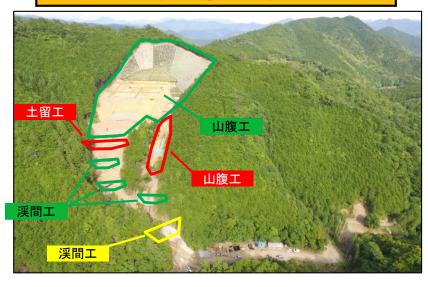
> 田辺市(上平治川地区) (H28末現在:渓間工4基、山腹工2.1ha) (H29:渓間工1基、山腹工0.7ha)



田辺市 (下モ谷西側地区) (H28末現在:渓間工2基、山腹工1.1ha) (H29:山腹工1.0ha)



田辺市 (八升前地区) (H28末現在:渓間工3基、山腹工0.9ha) (H29:山腹工0.2ha)



田辺市(菖蒲谷地区)移管済み (H28末現在:渓間工2基、山腹工1.9ha)

